

商品概要説明書

普通貯金無利息型（決済用）

(2025 年 11 月 15 日現在)

1. 商品名 (愛 称)	○普通貯金無利息型（決済用）
2. 販売対象	○個人・法人・任意団体
3. 期 間	○期間の定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○随時預け入れができます。 ○1 円以上 ○1 円単位
5. 払戻方法	○随時払い戻しができます。
6. 利 息	○無利息となります。
7. 手数料	○キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当 J Aおよびオンライン 提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。 ○2021 年 10 月 1 日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない 場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。 なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
8. 付加できる 特約事項	○キャッシュカードにより A T M等で入出金ができます。 ○キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。 ○給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができま す。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。 ○個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて J Aバン クアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出 金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
9. 貯金保険制度 (公的制度)	○貯金保険制度により全額保護されます。
10. 苦情処理措置 および紛争 解決措置の 内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。） につきましては、当 J A本支店（所）または総務部（電 話：0 5 4－2 8 8－8 4 1 6）にお申し出ください。 当 J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整 備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図り ます。 また、J Aバンク相談所（電話：0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合 は、次の機関を利用できます。上記当 J A総務部または

	J Aバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J Aバンク相談所にお申し出ください。）
11. その他参考となる事項	○通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月6日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A静岡市